



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 29 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第32号)

1 規則の概要

- (1) 自己啓発等休業及び育児短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のある月について、退職手当の額を算定する際の取扱いを定めることとした。(第4条の7関係)
- (2) 退職手当の調整額に関する職員の区分について改めることとした。(別表第1関係)

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和29年島根県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第4条の7第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務に従事することを要しない期間」の次に「又は職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年島根県条例第76号) 第1条に規定する自己啓発等休業 (同条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項に規定する場合に該当するものを除く。) により現実に職務に従事することを要しない期間」を加え、同条第2号中「限る。)」の次に「又は同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務 (同法第17条の規定による勤務を含む。) により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

別表第1イの表第8号区分の項第7号中「3級」の次に「であったもののうち知事の定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

